

議案第 29 号

広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

三次市長 福 岡 誠 志

広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（三次市水道事業の設置等に関する条例等の廃止）

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 三次市水道事業の設置等に関する条例（平成 16 年三次市条例第 244 号）
- (2) 三次市上水道施設分担金条例（平成 16 年三次市条例第 246 号）
- (3) 三次市水道事業給水条例（平成 16 年三次市条例第 247 号）
- (4) 三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 24 年三次市条例第 35 号）
- (5) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例（平成 25 年三次市条例第 11 号）

（三次市職員定数条例の一部改正）

第 2 条 三次市職員定数条例（平成 16 年三次市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，水道事業」を削る。

第3条第1号中「1，067人」を「1，092人」に改め，同条中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(三次市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 三次市職員の給与に関する条例（平成16年三次市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

7 級	部長の職務 事務部長の職務 局長の職務 監の職務 支所長の職務
-----	---

」を

「

7 級	部長の職務 事務部長の職務 監の職務 支所長の職務
-----	------------------------------------

」に改める。

(三次市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 三次市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年三次市条例第245号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業職員及び」を削る。

第4条中「水道事業及び」を削る。

(三次市情報公開条例の一部改正)

第5条 三次市情報公開条例（平成18年三次市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業及び」を削る。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。